

千葉市国民保護協議会の概要

設置の根拠 国民保護法第 39 条第 1 項

設置の目的 市の区域に係る国民保護措置に関して広く意見を求め、市の国民保護措置に関する施策を総合的に推進するため、千葉市国民保護協議会を設置する。

協議会の役割 (法第 39 条第 2 項)

- (1) 市長の諮問に応じて、市の区域における国民保護措置に関する重要事項を審議する。
- (2) 市長から諮問された重要事項に関し、市長に意見を述べる。

平成 18 年度は、新たに作成する千葉市国民保護計画を審議

協議会の委員

- (1) 会 長 市長 (法第 40 条第 2 項)
- (2) 委 員 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。
(法第 40 条第 4 項)
市域を管轄する指定地方行政機関の職員
自衛隊に所属する者 (防衛庁長官の同意を得たものに限る。)
県職員
助役
教育長及び消防長又はその指名する消防吏員
市職員
市域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
国民保護に関し、知識又は経験を有する者
- (3) 任 期 2 年 (法第 40 条第 5 項)

条例への委任 (法第 40 条第 8 項)

法に定めるもののほか、組織・運営に関し必要な事項は条例で定める。

千葉市国民保護協議会条例 (千葉市条例第 80 号・平成 17 年 12 月 16 日公布・施行)

- (1) 委員の定数は 50 人以内とする。(第 2 条第 1 項)
- (2) 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。(第 3 条)
- (3) 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。(第 4 条第 1 項)
- (4) 協議会に幹事を設置する。(幹事は、委員を補佐する)(第 5 条)
- (5) 条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。(第 7 条)